

令和8年度京葉臨海コンビナート GX 推進事業業務委託仕様書（公募用）

※ 本仕様書は、千葉県（以下「県」）が委託する令和8年度京葉臨海コンビナート GX 推進事業業務委託に関し、受託者を公募するために必要な基本的事項や情報を示したものであり、実際の業務委託契約に用いる仕様書は、企画提案書やプレゼンテーションでの質疑応答内容を踏まえた上で、改めて県が作成する。

1 業務目的

本業務においては、京葉臨海コンビナートにおける「GX」を加速し、カーボンニュートラルの推進と国際競争力強化の両立を図るために必要となる調査等を実施するとともに、立地企業等で設立した京葉臨海コンビナート GX 推進会議（以下「推進会議」という。）の運営支援等を行うことを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務内容

本業務は、県と連携して、推進会議構成員（別表。以下同じ。）間の調整を図り、推進会議の活動を円滑に進めるための以下の業務について、高い効果が得られるよう、十分な検討を行った上で企画実施すること。

（1）京葉臨海コンビナートの GX の推進に向けた調査等

脱炭素エネルギーへの転換や、廃プラスチック等の有効活用、生産工程で排出される CO2 等の共同利用等の企業間連携プロジェクトを検討する上で必要な事項について、調査等を行い、それを基にした企業ヒアリングを行う。

（2）推進会議の下で運営される総会、幹事会、ワーキンググループ（以下「WG」という。）等の運営支援

① 総会の運営支援

幹事会、WG 等の活動、今後の活動の方向性やスケジュールについて、推進会議に報告・審議することを目的に概ね年1回開催する。

② 幹事会、WG 等の運営支援

推進会議の円滑な運営を図ることを目的に、幹事会を適宜開催する。

また、具体的な企業間連携プロジェクトの検討、調整等を行うことを目的に、WG 等を進捗状況に応じて適宜開催する。

※幹事会、WG 等の開催実績：令和6年度 11回、令和7年度 12回

③ ①～②の運営支援のため、以下の事務局業務を実施する。

ア. 出席する企業等の選定・日程調整・連絡調整

イ. 当日資料等の作成

ウ. 会場手配・設営

エ. WEB 会議の対応

オ. 会議録作成

カ. 出席者への謝金（学識経験者の謝金額は、県基準に準拠）及び交通費等の支払い

キ. その他、①～②の円滑かつ効果的な運営を図る上で必要となる業務

（3）独自提案

上記（1）（2）と連動し、本事業の目的をより効果的にする独自提案を行うこと。

4 報告書の作成

業務の完了後、委託業務の事業内容及び成果が分かる実績報告書（様式任意）を作成し、令和9年3月31日（水）までに県に提出すること。なお、電磁的記録での納品は、納品データを用いて県ホームページ等で活用できるよう、必要なコンテンツの他、テキストデータ、画像データ等を納品する。

5 運営及び管理

（1）業務の実施

受託者は、契約締結後速やかに業務実施計画を提出の上、県と協議し、委託業務の詳細内容及び各作業の実施時期を決定すること。

（2）進捗状況等の報告

本業務の実施に当たっては、綿密に県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、本業務の実施に当たっては、柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

（3）業務実施体制

委託業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

（4）事故及びクレーム等の対応

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

(5) 資料等の管理

受託者は、この契約に基づく業務を処理するために、県から提供された資料等あるいは県に引き渡す資料等の漏洩及び紛失がないよう、その管理を徹底するとともに、県の承諾なく複写及び複製してはならない。また、委託業務終了後は速やかに県に返還するものとし、電子情報にあっては、当該電子情報を復元できないよう適正に処分しなければならない。

(6) 経費

本業務の実施に要する一切の費用は、委託料に含むこと。ただし、備品等財産の取得に関わる費用は含めないものとする。

6 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによること。

- (1) 本事業の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、ホームページ掲載及び増刷ができるものとする。
- (2) 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。
- (3) 本事業の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができないこと。

7 個人情報等に関する取扱い

本委託業務の履行及び作成された成果品における個人情報等の取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」に定めるとおり取り扱うものとする。

8 納入物品に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負うこと。

9 法令遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

10 秘密の保持

本業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならないこと。本業務の委託期間終了後も同様とすること。

11 その他事項

(1) 再委託について

本事業の受託者は、業務の全部または一部について、県の承諾をなしに他者に再委託をすることはできない。

(2) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

(3) その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。

別表

	構 成 員
会 長	千葉県知事
企 業	出光興産株式会社 岩谷産業株式会社 A G C株式会社 大阪国際石油精製株式会社 コスモ石油株式会社 J F Eエンジニアリング株式会社 J F Eスチール株式会社 株式会社 J E R A 住友化学株式会社 株式会社千葉銀行 T R Eホールディングス株式会社 東京ガス株式会社 日本製鉄株式会社 富士石油株式会社 丸善石油化学株式会社 株式会社みずほ銀行 三井化学株式会社 三井住友銀行株式会社
行 政	千葉市 市原市 袖ヶ浦市 木更津市 君津市 富津市 経済産業省関東経済産業局 国土交通省関東地方整備局

個人情報等取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報等の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行う。

第2 事務従事者への周知及び監督

(事務従事者への監督)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(事務従事者への周知)

- 2 乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報等の保護に必要な事項を周知させるものとする。
 - (1) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならないこと
 - (2) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等を不当な目的に使用してはならないこと

第3 個人情報等の取扱い

(収集の制限)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために個人情報等を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(秘密の保持)

- 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

- 3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等について、個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(持ち出しの制限)

- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報等が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の制限)

- 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報等をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

(複写又は複製の制限)

6 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第4 再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第5 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第6 情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月15日制定）5（1）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第7 機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第8 甲の調査、指示等

(調査、指示等)

1 甲は、乙がこの契約により行う個人情報等の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

(公表)

2 甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報等を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報等の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することができる。

第9 契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

- (1) 乙又は乙の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき
- (2) 乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

注

- 1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。
- 2 委託に係る事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする（例：仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等及び匿名加工情報を取り扱う事務を委託しない場合には、「個人情報等」の「等」の記述を削除する）。